

業務委託仕様書

1 委託業務名

横浜市イノベーション人材交流促進業務委託

2 事業の目的

横浜市では、みなとみらい21地区への企業集積や関内地区へのスタートアップの進出などを背景に、市内の企業の技術者や研究者、大学・研究機関の研究者や学生などのイノベーション人材の交流が進み、世界に向けたイノベーション創出に向けた機運が高まっている。

本業務は、こうした背景をもとに、成長ステージによって様々なスキルやリソースを必要とする横浜市内スタートアップ、新事業展開等を考える横浜市内中小企業を対象として、副業・兼業人材（※）の活用を支援し、企業の課題解決につなげることを目的とする。

なお、本業務は、平成31年2月4日の東京圏国家戦略特別区域会議において本市が提案し、区域計画に盛り込まれた国家戦略特区メニュー「イノベーション人材交流促進センター」を活用して実施する。

また、本業務では、委託者と受託者が協働しながら、「横浜市イノベーション人材交流促進事業」における目標の実現に向けて業務を推進するものとする。

※副業・兼業人材…副業・兼業等によって保有する高度なスキルや経験を活かす場を求める人材

【参考：イノベーション都市・横浜（YOXO）】

横浜市は、平成31年1月に、新たなイノベーションを横浜から創出していく、「イノベーション都市・横浜」を宣言しました。これまでに、みなとみらい地区の研究開発拠点をはじめ、様々な民間企業や、大学等によりイノベーション人材の交流機会が形成されています。今後、この取組を更に大きなムーブメントとしていくため、「イノベーション都市・横浜」の象徴となるロゴマーク「YOXO（よくぞ）」を決定しました。ロゴマークをシンボルとして、新たなビジネスを生み出す環境を作ります。

3 事業期間（予定）

令和4年度から令和6年度までの3か年とする

4 委託期間等

- (1) 委託契約は前項の事業期間内において単年度ごとに委託者の予算執行の状況及び事業者選定の契約手続に応じて締結する。
- (2) 令和4年度の委託期間は、契約締結日から令和5年3月31日までとする。
- (3) 令和5年度及び令和6年度の委託契約については、それぞれ令和4年度、令和5年度の業務実績等の履行状況を適正に審議した上で横浜市経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会委員会（以下「選定委員会」という。）において次年度の契約の是非を決定する。
- (4) 令和5年度及び令和6年度の選定委員会で、契約の相手方として決定されなかった場合は、本市はその理由を付して通知する。
- (5) 令和5年度及び令和6年度において事業予算の減額又は削除があった場合、当該事業は縮小又は中止する。

5 履行場所

横浜市内他

6 委託業務内容

(1) 市内企業と副業・兼業人材のマッチング事例創出 令和4年度目標数：10事例

ア 提案者が有する市内スタートアップや中小企業とのネットワークを活用した受入企業(副業・兼業人材を受入・活用する企業)の開拓

- ・受託者が有する横浜市内において副業・兼業人材の受入先候補企業となるスタートアップや中小企業とのネットワーク(※)を生かし、市内スタートアップや中小企業に対して、副業・兼業人材活用のメリット等を紹介し、副業・兼業人材活用を促進するための周知啓発を行うこと。

※市内スタートアップや中小企業とのネットワークについて

市内の複数のスタートアップや中小企業との間で、企業の経営課題を把握し、副業・兼業人材活用の判断ができる部門やキーパーソンとの連携事例を有していることを意味しています。

- ・周知啓発に使用する資料は、受託者が横浜市と調整のうえ作成すること
- ・周知啓発の方法については、本市または受託者のウェブサイト、SNSの活用、セミナー開催など、市内スタートアップや中小企業にとって訴求力が高い手法をとること。また、幅広い周知啓発のほか、副業・兼業人材活用見込みのある企業に対しては、個別に活用促進のための対応(課題の洗い出し、副業・兼業人材を活用する事業や業務の整理の支援)を行うこと

イ 受入企業のニーズ確認、副業・兼業人材募集要項作成の支援

- ・副業・兼業等の外部人材活用を希望する企業に対して、ニーズに沿ったスキル・経験を持つ外部人材とのマッチングが行えるよう、ニーズをヒアリングし、募集要項(募集を行うプロジェクトの目的、課題に基づく人材活用ビジョンや職務記述書(ジョブディスクリプション))の作成支援を行うこと

ウ 副業・兼業人材公募の支援

- ・イで作成した募集要項をもとに、受入企業による副業・兼業人材の公募を支援すること。
- ・公募を行う媒体は、受託者が調整すること。ただし、高度なスキルや経験を有し、横浜市内の企業の課題解決や新事業展開に貢献したいという意欲ある人材からの応募につながる手法、媒体とすること。

エ 受入企業と副業・兼業人材のマッチング支援

- ・ウで応募があった人材の中から、受入企業のニーズに合う人材を選定し、マッチングを行うこと
- ・プロジェクト実施を通じて、受入企業、副業・兼業人材双方にとって成長につながるようなマッチングを目指すこと。
- ・マッチング報酬も含め、マッチングに至るまでの費用は委託費の範囲で行うこと。(マッチング後の経費は、受入企業の負担とする。)

オ 相談窓口設置

- ・委託期間中、副業・兼業等の外部人材活用に関する相談対応を行うための相談窓口を設置すること。相談受付対象は、副業・兼業等の外部人材の公募を考える市内のスタートアップ・中小企業、および市内のスタートアップ・中小企業において副業・兼業等を行いたいと考える人材等とする。

カ 市域の中で、スキルや経験を有する人材を活用して市内のスタートアップや中小企業を支援する持続的な仕組みの構築

- ・本事業により、市内企業と副業・兼業人材のマッチング事例を積み重ねながら、市域の中で、スキルや経験を有する人材を副業・兼業等により活用することで、課題解決や新事業展開に挑戦する市内のスタートアップや中小企業を支援する持続的な仕組みを構築すること。
- ・事業実施期間の3か年を通じて、段階的に仕組みづくりを進めていくこと

キ その他、本市施策と連携する業務等

(2) その他

ア 事業計画書の作成 電子データ 1式

契約締結後15日以内に、委託契約期間の事業計画書を作成し、提出すること。

イ 月次報告書の作成（A4版1～2枚程度）

受託者は、翌月10日（ただし3月分については3月31日）までに毎月の進捗状況を取りまとめた月次報告書を作成し、委託者へ提出すること。なお、項目については委託者と協議の上、決定すること。

ウ 定例ミーティングの開催（月1回程度）

委託者との定例ミーティングを開催し、議題の整理、日程調整、会場確保、資料準備等の会議運営事務及び議事録の作成等を行う。

エ 事業報告書の作成 電子データ 1式

受託者は、年間の事業成果を取りまとめた事業報告書を作成し、事業終了後10日以内に委託者へ提出すること。なお、項目については委託者と協議の上、決定すること。

ただし、マッチング事例の中から、啓発に活用できる事例を5例程度選定して作成した事例集を盛り込むことを必須とする。

事例集は、横浜市がウェブサイトやセミナー等で「イノベーション人材交流事業」を紹介する際に使用するものであることについて、受入企業と副業・兼業人材双方の許諾を得たうえで作成し、著作権は横浜市に帰属するものとする。

オ 前項に定めるもののほか、委託者が必要と認める場合には、状況報告等の求めに応じること。

5 実施体制等

- (1) 相談窓口については、相談受付の翌日には返信できる体制を作ること（土日祝日及び12月29日から1月3日を除く。）。なお、相談受付は、電子メールまたはウェブサイトの申請フォームにより行うこととする。
- (2) 相談とマッチングにあたっては、副業・兼業に関わる法令や社会情勢等についての知見やス

キルを有する人材を配置し、相談に対して速やかに対応できるようにすること。

- (3) 事業実施にあたり、分野・領域に特化した専門的知見が必要な場合には、専門的機関や有識者（外部可）の支援を仰ぐこと。
- (4) 横浜市と受託者の打ち合わせは、新型コロナウイルス感染状況に応じて、横浜市と調整のうえ、対面またはオンラインのいずれかで実施する。オンラインで実施する際に使用するツールについては受託者側で用意すること。

6 本市施策等との連携

以下の施策、団体とは積極的な連携を行うこととする。

- (1) 横浜市スタートアップ成長支援拠点「YOXO BOX（よくぞボックス）」
- (2) 公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC横浜）
- (3) その他、横浜市経済局関連事業

7 守秘義務及び個人情報の保護

- (1) 受託者は、業務実施上知り得た情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって自ら利用または他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、以下2点を遵守する。
 - ア 横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、電子計算機等処理による情報の取り扱いについては、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守する。
 - イ 委託者より提供される「個人情報保護研修」資料に基づき、関係者の研修を実施する。
- (3) 受託者は、受入企業等へヒアリング等を行う場合に、相手方から秘密保持契約等を求められた場合は、必要に応じて契約を締結することとする。

8 その他

- (1) 当委託業務は、横浜市契約規則によるほか、本仕様書に基づき施行すること。なお、本仕様書に定めのない事項については委託者と協議の上、決定する。
- (2) 受託者は、契約後速やかに業務に着手し、委託期間終了日までに完了しなければならない。
- (3) 受託者は、常に委託者と密接な連携を図り、委託者の意図について熟知の上、作業に着手し効率的な進行に努めなければならない。
- (4) 受託者は、詳細事項や内容に疑義が生じた場合及び業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打合せを行い、その指示または承認を受けなければならない。
- (5) 受託者は、本委託業務における計算の根拠、資料等を全て明確にしておかなければならない。
- (6) 本委託業務において委託の成果物が著作物に該当する場合は、委託契約約款第5条に従って委託者に著作権の譲渡等を行うこと。
- (7) 受託者は、委託者の指導のもと、本委託業務に係る実施計画、実績報告等を発注者に提出・報告し、協議、調整を行うこと。
- (8) 飲食費、体験費等、本事業の参加者個人に対する給付経費について、委託費を充当してはならない。
- (9) 本事業の実施の際には、年齢や性別、国籍、身体的特徴等にかかわらず、全ての人が関わられるように配慮すること。設備等での対応が困難な場合は、合理的な範囲で対応を行うこと。

と。

- (10) 受託者は、本事業に伴う廃棄物の発生を削減するよう配慮するとともに、環境法令を順守し本委託業務を実施すること。
- (11) 全ての関係書類は、本委託業務終了後5年間保存すること。また、本委託業務終了後5年以内に、本市・他の行政機関等が行う会計検査等の実施があった際には証拠書類の提出や調査に協力すること。
- (12) 本事業の一部を受託者以外の者に委託する場合には、書面により委託者の承諾を得ること。